

参考条文集

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
 - 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）
 - 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）
- 2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（資格取得の時期）

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

一～五 （略）

（資格喪失の時期）

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号に該当するに至つた日に更に第七条第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一～六 （略）

（国民年金原簿）

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及

び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一～三 （略）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～五 （略）

- 2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。
- 3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
- 4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政

令で定める。

(不服申立て)

第百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～7 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）（抄）

(承認に関する通知等)

第十四条 （略）

2 厚生労働大臣は、第五条の申請があつた場合において、承認をしたときは、文書で、その旨を申請者に通知しなければならない。承認をしなかつたときも、同様とする。

3・4 （略）

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二 厚生労働大臣は、第一条の二第二項の第三号被保険者の資格の取得の届出又は第六条の二第二項の被保険者の種別の変更の届出があつた場合において、これらの規定による届出人が主として配偶者の収入により生計を維持していることの認定を行つたときは、文書で、その旨を届出者に通知しなければならない。

2 （略）

(国民年金原簿の記載事項)

第十五条 法第十四条 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被保険者（第二号被保険者にあつては、厚生年金保険の被保険者である者に限る。

次号において同じ。）の基礎年金番号

二 被保険者の性別、生年月日及び住所

三 給付に関する事項

四 法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項

五 被保険者が国民年金基金の加入員であるときは当該基金の加入年月日

(保険料免除に関する届出)

第七十五条 第一号被保険者は、法第八十九条各号のいずれかに該当するに至つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条各号のいずれかに該当するに至つたことを確認したときは、この限りでない。

一～三 (略)

第七十六条 第一号被保険者は、法第八十九条各号のいずれにも該当しなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、法第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定による申請をしたとき若しくは法第八十九条各号のいずれにも該当しなくなつた日から十四日以内に法第九十条第一項、第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項若しくは第九十条の三第一項若しくは平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定による申請をしたとき又は厚生労働大臣が法第八十九条各号のいずれにも該当しなくなつたことを確認したときは、この限りでない。

一～三 (略)

(保険料全額免除の申請)

第七十七条 法第九十条第一項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(保険料一部免除の申請)

第七十七条の三 法第九十条の二第一項 から第三項 までの規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(準用規定)

第八十二条 第十四条第二項の規定は、令第十一条第一項の申込み又は第七十七条、第七十七条の三、第七十七条の四若しくは第七十七条の五の申請があつた場合に準用する。

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（資格の得喪の確認）

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（定時決定）

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 （略）

（被保険者の資格を取得した際の決定）

第二十二条 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一～四 （略）

2 （略）

（改定）

第二十三条 厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 （略）

（標準賞与額の決定）

第二十四条の三 厚生労働大臣は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五

十万円（第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 （略）

（記録）

第二十八条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

（通知）

第二十九条 厚生労働大臣は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定（第七十八条の六第一項及び第二項並びに第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定又は決定を除く。）を行つたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3～5 （略）

（確認の請求）

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出又は第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

（審査請求及び再審査請求）

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2～4 （略）

第九十一条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

（行政不服審査法の適用関係）

第九十一条の二 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

○ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）（抄）

（原簿の記載事項）

第八十九条 法第二十八条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 被保険者の基礎年金番号
- 二 被保険者の生年月日及び住所
- 三 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別
- 四 事業所の名称及び船舶所有者の氏名（船舶所有者が法人であるときは、名称とする。）
- 五 被保険者が基金の加入員であるときは、当該基金の名称
- 六 賞与の支払年月日
- 七 保険給付に関する事項

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした

者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

○行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）

（抗告訴訟）

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2～7 （略）